

八ッ山小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」、「津市いじめ防止基本方針」等をもとに「八ッ山小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要である。

(2) いじめの様態

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずし、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であつても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、

集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(4) ハッ山小学校のいじめについての基本的な考え方

- ①いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ③いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ④嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、見逃すことなく対応する。
- ⑤「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努める。
- ⑥いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ⑦いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

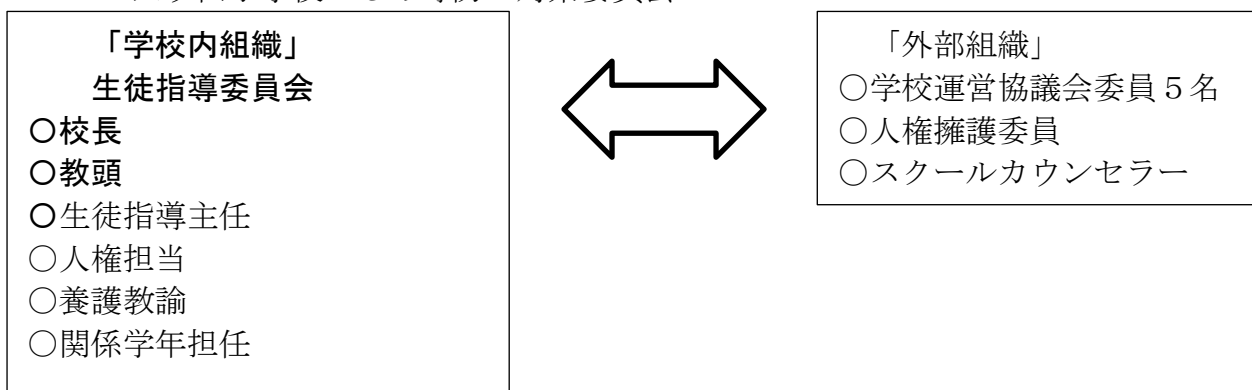
2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

「ハッ山小学校いじめ等防止対策委員会」

(2) 組織の構成

＜ハッ山小学校いじめ等防止対策委員会＞



(3) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ②いじめの相談、通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があつたときには、緊急会議を開き、以下の対応を行う。
 - ・いじめの情報の迅速な共有。
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取。
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に行うことが必要である。

いじめの防止の基本は、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや互いを大切にできる仲間づくり、学校づくりを行うことである。特に、児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

(2) 早期発見

いじめは大人が気付きにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢が重要である。

日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていくことが大切である。

なお、いじめ防止対策推進法第16条では、いじめを早期に発見するために「在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。」と定められ、学校に定期的な調査等を義務づけている。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があると考える。

①いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①いじめにより在籍児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

②いじめにより在籍児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。

- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。
- ②調査主体、組織、方法等の支持を津市教育委員会から受け、「八ッ山小学校いじめ等防止対策委員会」を中心に調査を行う。
- ③必要に応じて、津市こども総合支援室、中勢児童相談所、津南警察署、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行う。
- ④津市教育委員会が調査の主体となる場合は、津市教育委員会に設置された附属機関が行う。
- ⑤津市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。

5 保護者・地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」となっている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、そのためには、学校や保護者だけでなく、自治会、事業所、市民活動団体等、様々な地域住民が、地域ぐるみで地域の子どもの育てるという意識を持つことが大切である。各地域において、互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じ、考え、行動することが根付き、大人も子どもも安心して住めるまちづくりを進めていくことで、いじめを許さない大人の姿を子どもに示していく。また、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。また、学校は、「いじめ防止基本方針」をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

本市においても、いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を行うことで、学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。